

# 事業者向けの主な支援策

新型コロナウイルスの影響を受ける市内の事業者に対して、緊急支援を行います。

## 市 店舗等 への家賃支援

**賃料の5分の4**

1期：4/7～5/6 上限50万円  
2期：5/7～5/31 上限30万円

【申請期限：9/30まで】

市家賃支援2期と

不重  
可複

緊急事態宣言中の県の要請を受け、休業した施設や休業・時間短縮営業した飲食店などの賃料を支援

【市】福岡市家賃支援相談窓口  
092-739-8175（平日9時～18時）

## 市 休業等要請対象外施設 への支援

**法人：15万円、個人：10万円**

※ 売上が30%以上減少した事業者

【申請期限：9/30まで】

緊急事態宣言中の県の要請において、県が定めた「事業の継続が求められる施設」に該当する施設への支援

※ 宿泊施設、飲食店（時短要請の対象となっていた店舗）、不特定多数の市民と接する機会がない施設（事務所、工場など）は除く。

【市】福岡市休業等要請外施設支援金相談窓口  
092-288-2255（平日9時～18時）

## 国 ① 家賃支援給付金

## 県 ② 家賃軽減支援金

① 賃料の3分の2

または3分の1

② 賃料の15分の1

または30分の1

【申請期限：①2021/1/15 ② 2021/2/28】

① 法人：上限 600万円

個人：上限 300万円

② 法人：上限 60万円

個人：上限 30万円

6カ月分  
支給

地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金

※ 5月から12月の売上高について

○ 1カ月で前年同月比50%以上減少 または  
○ 連続する3カ月の合計で前年同月比30%以上減少

① 【国】家賃支援金コールセンター

0120-653-930

（祝日除く日～金 8時30分～19時）

② 【県】福岡県家賃軽減支援金コールセンター

0570-010833（平日9時～17時）

## 国 持続化給付金

支援対象を拡大（6/29～）

① 雑所得・給与所得で確定申告

② 2020年1～3月に創業した事業者

**法人：上限200万円、個人：上限100万円**

※ 売上が50%以上減少した事業者

【申請期限：2021/1/15】

事業の継続を支え、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金

【国】持続化給付金事業コールセンター

0120-279-292

（祝日除く日～金 8時30分～19時）

## 県 中小企業経営革新実行支援補助金

**感染防止対策：上限50万円**（対象経費の3/4）

※ 経営革新の承認（変更）を受けている事業者

【申請期限：6/29～補助金予算額に達する時点まで】

経営革新に取り組む中小企業者の方が、新型コロナウイルス感染症予防に向けた業種別ガイドラインに基づく感染防止対策に必要な経費を支援

【県】福岡県商工部新事業支援課新分野推進係

092-643-3449（平日9時～17時）

9月16日現在の情報です

各支援策の詳細・最新情報はホームページをご確認ください。

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19\\_ji.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19_ji.html)



福岡市 コロナ

検索

# 事業者向けの主な支援制度

	援制度・窓口等	問い合わせ先
給付金（もらえる）	<b>雇用調整助成金</b> <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">特例措置はR2.12月末まで延長</div> <p>労働者の一時休業などにより<b>雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を事業主へ助成</b></p>	【国】福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 092-402-0537 平日8:30~17:15 【国】雇用助成金コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00（土日祝日対応）
	<b>文化芸術活動への支援</b> 文化芸術関係者等の活動継続に向けた必要な経費を支援 <b>フリーランスの実演家等への支援20万円等</b>	【国】コールセンター 0120-620-147 10:30~17:00（土日祝日対応）
融資（かりる）	<b>福岡市商工金融資金制度</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>3年間実質無利子・無担保、保証料ゼロ                「新型コロナウイルス感染症対応資金」                （融資限度額4千万円、融資期間10年以内（据置期間5年以内））</li> <li>セーフティネット保証4号（売上▲20%）</li> <li>セーフティネット保証5号（売上▲5%）</li> <li>危機関連保証（売上▲15%）</li> </ul>	【市】中小企業サポートセンター（経営支援課） 092-441-2171 平日9:00~17:00 ※取扱金融機関 （お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。）
	<b>日本政策金融公庫の特別貸付</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>実質無利子・無担保融資（特別利子補給）</li> <li>既往債務の借換も可能（実質無利子化）</li> <li>新型コロナウイルス感染症特別貸付等</li> <li>衛生環境激変対策特別貸付（旅館業、飲食店営業等）</li> <li>農林漁業セーフティネット資金農林漁業者向け</li> </ul>	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 平日9:00~17:00 土日電話相談専用ダイヤル（9時~16時） 小規模事業者・個人事業主 0120-112476 中小企業 0120-327790 農林漁業者等 0120-926478
補助金活用	<b>生産性革命推進事業</b> 設備投資、IT導入、販路開拓など生産性向上にかかる補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>ものづくり・商業・サービス補助金</li> <li>小規模事業者持続化補助金</li> <li>IT導入補助金</li> </ul>	※詳しくはホームページをご参照ください。 【中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト】 <a href="https://seisansei.smrj.go.jp/">https://seisansei.smrj.go.jp/</a> 
猶予	<b>税金、社会保険料の支払い猶予等</b> 事業収入が減少し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予（法人税、消費税、固定資産税など） 厚生年金保険料等を納付することが困難な時は換価・納付の猶予 ※詳しくは関係機関にご相談ください。	【国税】福岡国税局猶予相談センター 【県税】県税事務所 【市税】各区納税課、特別滞納整理課 【厚生年金保険料】年金事務所 【健康保険料】協会けんぽ加入は年金事務所 健康保険組合加入は組合
相談したい	<b>事業者向け共同相談窓口</b> 福岡商工会議所ビルに設置の共同相談窓口（総合受付2階） 福岡労働局、福岡商工会議所、福岡市の3者が連携して対応	福岡商工会議所 092-441-2161、092-441-2162 平日9:00~17:00（12~13時除く）
	<b>出張相談会</b> <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">9月末で終了</div> <p>事業者向け支援施策について各種申請手続きをサポートするための行政書士や社会保険労務士による出張相談会を開催</p>	【市】福岡市 経済観光文化局 政策調整課 092-711-4326 平日9:00~18:00
	<b>飲食店へのアドバイザー派遣</b> 安全安心に取り組む飲食店への安全対策アドバイザーの派遣 安全対策のアドバイス実施、安全対策実施済みの飲食店を公式ホームページで情報発信（集客支援）	【市】安全安心に取り組む飲食店事務局 070-5481-9127 平日10:00~17:30

9月16日現在の情報です

各支援策の詳細・最新情報はホームページをご確認ください。

福岡市 コロナ

検索